消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成 25 年５月 31 日

消費者を困惑させて代金の支払を迫る
公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」に関する注意喚起

本年３月以降、公益法人を装った事業者による「信託受益権」の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられています。

消費者庁が調査したところ、公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為、消費者を威迫し困惑させる行為）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第１項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

（注意喚起の要旨）

○　公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」（以下「ＨＬＣ」という。）は、ＨＩＶ予防薬「カフス」の配布支援事業を公的機関や大手民間企業等と連携して行っているとして、消費者に「信託受益権」の購入を勧誘する資料を送付しています。

○　ＨＬＣとは別の事業者が、勧誘資料を受け取った消費者に対し、「代金は当社が支払うので代わりに申込みをしてほしい。」と持ち掛け、代理契約をさせています。

○　ＨＬＣは、契約者ではない者から入金されたことに関し、代理契約をした消費者に対して、「パンフレットを受け取った個人しか購入することができない。」と独自の契約事項を示し、「詐欺行為だ。」「刑事告訴する。」などと言って代金の支払を要求しています。

○　また、ＨＬＣの要求が正当なものであると消費者に思い込ませるため、金融庁の職員を名乗る者が代金の支払を勧める手口もみられます。

○　当庁が調査したところ、ＨＬＣは公益財団法人として認定された事実がなく、所在地としている場所にはＨＬＣに関わる拠点が存在しないことが判明しました。

○　また、パンフレットで示している「カフス」というＨＩＶ予防薬は存在せず、複数の団体や民間企業との協賛関係も有していないことが判明しました。

○　ＨＬＣからこうした勧誘資料が送付されても、決して応じないようにしましょう。

○　公益性の高い事業に関する勧誘であっても、提供される情報をうのみにせず、法人の存在を公的機関のウェブサイトで検索するなどして、自ら真偽を確認することにより、自分を守りましょう。認定された公益法人については、国（内閣府）・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」で確認することができます。

○　見知らぬ者から代理契約を持ち掛けられても、決して応じないようにしましょう。

○　公益法人のほか、政府関係機関等をかたって信用させる投資勧誘の手口もみられます。少しでも怪しいと思った場合は、消費生活センターに相談しましょう。

本件に関する問合せ先
消費者庁　消費者政策課　財産被害対策室
TEL：03(3507)9187　FAX：03(3507)9287

消費者を困惑させて代金の支払を迫る
公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」に関する注意喚起

本年３月以降、公益法人を装った事業者による「信託受益権」の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに相談が寄せられています。

消費者庁が調査したところ、公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」（以下「ＨＬＣ」という。）の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為、消費者を威迫し困惑させる行為）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第１項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

１．事業者の概要

名称	公益財団法人ハートライフクラブ
所在地	東京都千代田区神田神保町１－７－３１　太田ビル３Ｆ
代表者	未記載

※　消費者に送付されたパンフレットに記載された法人の概要

２．具体的な勧誘事例（勧誘資料等の詳細は「参考資料」を参照）

事例１

（１）ＨＬＣとは別の事業者（以下「事業者Ａ」という。）を名乗る者から消費者宅に電話があり、消費者は「ハートライフクラブという公益財団法人から封筒が届いていないか。届いたら連絡が欲しい。」と言われた。

その後、ＨＬＣから「ＨＬＣ　公益財団法人　ハートライフクラブ」と題するパンフレット、「信託受益権　申込書」及び担当者の名刺（以下「勧誘資料」という。）が消費者宅に送られてきた。

（２）パンフレットには、

- 公益財団法人ハートライフクラブではＨＩＶ感染の予防活動を南アフリカを中心に行っております。【２ページ】
- （中略）、アメリカの食品医薬品局（ＦＤＡ）が、正式にＡＩＤＳ治療薬「カフス」をＨＩＶの予防薬として承認しました。これにより、私たちはＨＩＶ予防薬「カフス」をＨＩＶが国際問題になっている南アフリカへ配布サポートするボランティア活動を２０１０年より開始しました。【２ページ】
- 本年度より、公益財団法人ハートライフクラブでは南アフリカでの減少実績を元に、日本政府及び◯(注1)、◯(注2)、◯(注3)、その他各企業の方々の支援をうけ、南アフリカだけではなく、東南アジアに対するＨＩＶ感染予防薬「カフス」の配布支援ボランティアを始めました。【３ページ、５ページ】

・この度は日本政府の承認後、いくつかの信託銀行が提携に名乗りをあげていただいたのですが、最終的に「◯(注4)信託銀行」様に信託受益権の発行及び発券をお願いいたしました。【４ページ】

等と記載されていた。

勧誘資料を見た消費者は、ＨＬＣが公益財団法人であることや大手民間企業が協賛していることなどから、信頼ができる財団法人だと思った。

（３）数日後、事業者Ａから消費者に電話があり、「ハートライフクラブの信託受益権が欲しい。パンフレットが送られた人しか買うことができないので、代わりに申し込んでくれないか。」と依頼された。代金は事業者Ａが支払うということだったため、消費者は、自分が代わりに申し込むだけで公益事業の支援につながるならと思い、ＨＬＣに３００口（９０００万円分）を申し込んだ。

ＨＬＣから、その日のうちに３０００万円を、翌日に残りの６０００万円を指定口座に入金するよう指示されたため、事業者Ａにこの旨を伝えた。すぐに事業者Ａから３０００万円をＨＬＣの口座に入金したとの連絡が入ったため、これをＨＬＣに確認したところ、確かに３０００万円が入金されているとのことだった。

（４）翌日、事業者Ａから６０００万円についてもＨＬＣの口座に入金したとの連絡があったため、再びＨＬＣに入金確認をすると、「確かに入金は確認できたが、振込者が事業者Ａとなっており、あなたの名義ではない。」「当社の販売する信託受益権は、パンフレットを受け取った個人でなければ購入することができない。」と言われ、さらに「契約違反だ。」「詐欺行為だ。」「刑事告訴する。」などと言われて不安にさせられ、消費者の個人名義で支払い直すように迫られた。

事業者Ａにこれを伝えたところ、ある程度のお金は準備できるが、全額はそろえることができないと言われた。

また、同じ頃、消費者宅に金融庁の職員を名乗る者からも電話があり、「ＨＬＣの弁護士から金融庁に訴えがあった。」「あなたの行為は詐欺にあたる。」「すぐに相手と和解した方が良い。」と忠告された。

（５）消費者は、その後もＨＬＣから再三にわたって「告訴する。」などと言われたうえ、お金を要求され続けたため、事業者Ａが準備できなかった不足分を支払うことにした。現金は宅配便で送るように指示された。

ＨＬＣから「第三者には話をするな。」と言われていたが、お金を支払う前に友人に相談したところ、「詐欺ではないか。」との助言を受けて消費生活センターと警察に相談し、ＨＬＣへの送金を思いとどまった。

事例２

（１）事業者Ａを名乗る者から消費者宅に電話があり、消費者は「ハートライフクラブという公益財団法人から水色の封筒が届いていないか。届いたら信託受益権の申込書を譲ってもらいたい。」と言われた。

その後、ＨＬＣから勧誘資料が消費者宅に送られてきた。

（２）パンフレットには、

【略。前記事例１（２）と同じ】
等と記載されていた。
勧誘資料を見た消費者は、ＨＬＣがＨＩＶ撲滅という世の中のためになる活動を行っており、公益財団法人と名乗っていること、厚生労働省等の公的な機関のお墨付きを得ていること、有名な民間企業も協賛していることなどから、信用ができる財団法人だと思った。

（３）数日後、事業者Ａから消費者に電話があり、「信託受益権の申込書を譲ってほしい。」と頼まれた。消費者は、自分が信託受益権を購入するわけではないし、ＨＬＣの活動はＨＩＶ撲滅という公益性の高いものであることから、誰かが購入すれば活動を支援することにつながると思い、申込書を譲ることにした。
この時、事業者Ａから「ＨＬＣに残りの口数を聞いてほしい。」と頼まれたため、ＨＬＣに連絡すると、「３００口しか残っていない。あと１日もあれば完売してしまう。」と言われた。これを事業者Ａに伝えると、「代金は当社が払い、後で名義変更するので、取り急ぎ代わりに申し込んでもらえないか。」と依頼され、仕方なくこれを承諾した。
ＨＬＣに３００口（９０００万円分）を申し込むと、その日のうちに３０００万円を、翌日に６０００万円を指定の口座に入金するように言われ、事業者Ａにこれを伝えた。

（４）すぐに事業者Ａから３０００万円をＨＬＣの口座に入金したと連絡が入ったため、ＨＬＣに入金を確認したところ、「確かに入金が確認できた。」と言っていた。事業者Ａにこれを伝えると、「明日、残りの６０００万円を入金した後、会って申込書を受け取りたい。」と言われた。
これを了承したものの、事業者Ａと会うことに不安を感じて家族に相談した。
家族がＨＬＣや事業者Ａについてインターネットで検索したところ、両者による詐欺被害が発生しているという情報や、ＨＬＣの所在地とする場所にはパンフレットに記載している「太田ビル」が存在しないことが分かった。
その後、消費生活センターに相談したところ、相談員がＨＬＣと事業者Ａに交渉してくれたため、申込みを取り消すことができた。

◯(注1)、◯(注2)、◯(注3)には、実在する医療関係団体などの名称が記載されています。
◯(注4)には、実在する金融機関の名称が記載されています。

３．これら事例の特徴

○　ＨＬＣは、公益財団法人を名乗り、また、勧誘パンフレットにおいて、厚生労働省や国際協力機構（ＪＩＣＡ）といった公的な機関との連携関係があり、大手民間企業等が協賛しているとして消費者を信用させています。
○　また、南アフリカや東南アジアへのＨＩＶ予防薬の配布支援という公益性の高い事業を行っているとして、消費者の社会奉仕の気持ちに訴えかけています。
○　事業者Ａは、代わりに申込みをするだけでよいとして消費者に警戒感を与えず、代

理契約をさせています。

○　ＨＬＣは、代理契約をした消費者に対し、「パンフレットを受け取った個人しか購入することができない。」と独自の契約事項を示し、契約者ではない事業者Ａから入金されたことについて「契約違反だ。」「詐欺行為だ。」「刑事告訴する。」などと言って代金の支払を要求しています。

４．当庁が確認した事実

○　当庁が調査したところ、ＨＬＣは公益財団法人として認定された事実がなく[注]、また、所在地として示している場所にはＨＬＣに関わる拠点が存在しないことが判明しました。

○　ＨＬＣが配布支援事業を行っているとする「カフス」というＨＩＶ予防薬は存在しないことが判明しました。

○　また、ＨＬＣが「信託受益権」の発券・発行をパンフレットに記載している金融機関に依頼した事実はないことが判明しました。

○　さらに、ＨＬＣは、パンフレットで協賛関係があると示している複数の団体や民間企業との関係を有していないことが判明しました。

○　ＨＬＣが消費者に送付したパンフレットの一部の記載事項（パンフレット１ページ）について、公益財団法人エイズ予防財団がウェブサイト上で公表している事業内容に関わる事項を、ＨＬＣの事業内容であるかのように無断で使用していることが判明しました。

５．消費者へのアドバイス

○　前記調査結果を踏まえると、ＨＬＣが販売する「信託受益権」は実体がないことがうかがわれます。ＨＬＣから勧誘資料が送付されても、その勧誘には決して応じないようにしましょう。

○　公益法人が行うＨＩＶ予防薬の配布支援といった公益性の高い事業に関する勧誘であっても、提供される情報をうのみにせず、公的機関のウェブサイトを検索したり、勧誘資料等で名称が挙がっている団体等に問い合わせるなどして、自ら真偽を確認することにより、自分を守りましょう。

　認定された公益法人については、国（内閣府）・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」で確認することができます。

（https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html）

○　見知らぬ者が「代金は当社が支払うので、申込みだけしてほしい。」などと持ち掛けてきても、代理契約には決して応じないようにしましょう。

注　「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）に基づく公益認定を受けていない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされている。

○　公益法人のほか、政府関係機関等をかたって信用させる投資勧誘の手口もみられます。少しでも怪しいと思った場合は消費生活センターに相談しましょう。

○　また、本事例のように、「刑事告訴する。」などと、消費者を脅すような口調で金銭の支払を要求する事例がみられます。このような要求があっても、すぐに支払ったりせず、不審な点があったり、不安や恐怖を感じたら、消費生活センターや警察に相談しましょう。

●各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話　0570-064-370

●警察（警察相談専用電話）

電話　#9110

(以　上)

参考資料
※黒塗り部分には、実在する医療関係団体などの名称が記載されています。

公益財団法人
ハートライフクラブ

公益財団法人ハートライフクラブではこれまで、国際協力活動として、国際シンポジウムやワークショップなどの開催支援、国際エイズ会議やアジア・太平洋地域エイズ国際会議（ICAAP）への国内からの参加者支援や途上国からの参加のためのスカラシップ費用の拠出などを行ってきました。国内参加者への支援は厚生労働省の委託事業として現在も続いています。

エイズ国際会議には毎回職員を派遣し、情報収集を図るとともに、ブースを出展して日本の HIV 感染症／エイズに関する情報や公益財団法人ハートライフクラブの活動、日本の NPO・NGO 等の活動の取り組みなどを海外に発信し、国際交流の推進に努めています。

国連合同エイズ計画（UNAIDS）の発行する冊子を翻訳・発行し、世界の HIV 感染症／エイズの状況などの情報を広く国内に提供し、HIV 感染症／エイズの領域における国際協力を呼びかけています。

国際協力機構（JICA）事業により来日している外国人研修生を受け入れ、わが国の HIV 感染症とその予防対策の状況、公益財団法人ハートライフクラブの活動などについて講義を行うとともに、財団職員をエイズ予防対策の専門家として要請のあった国に派遣しています。

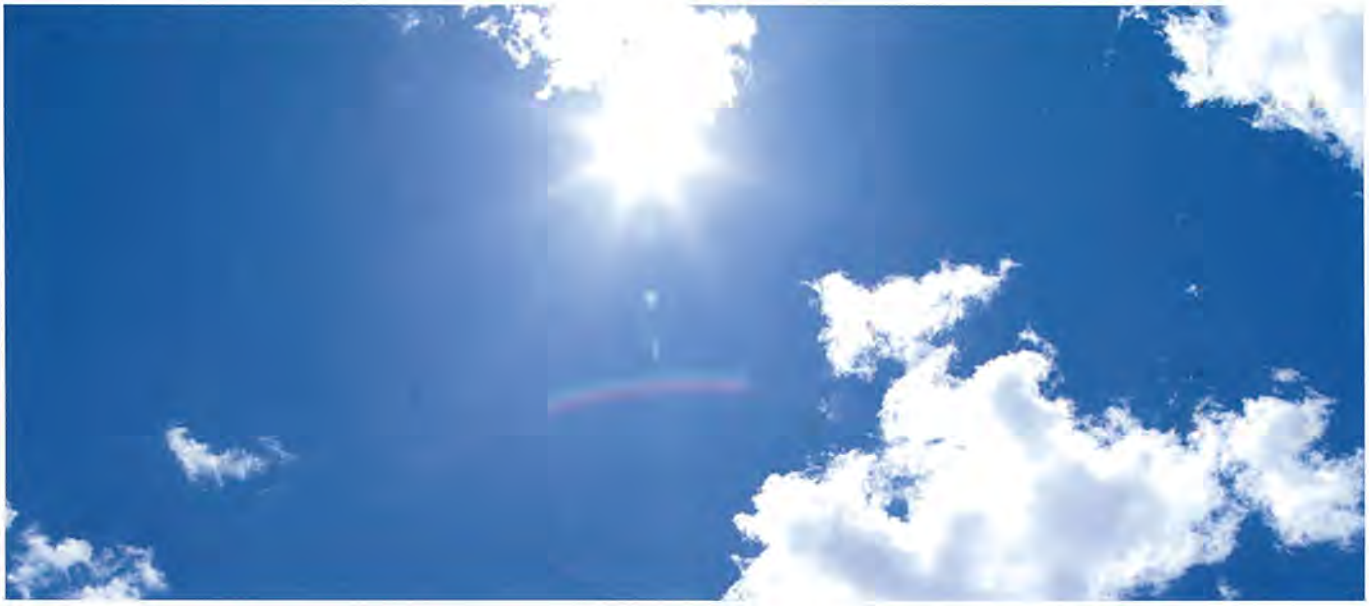

HIV 予防薬　CUFFS（カフス）

公益財団法人ハートライフクラブでは HIV 感染の予防活動を南アフリカを中心に行っております。
現代医療においても不可能である HIV の完治ですが、DNA 医科学の進歩により、カリフォルニアの[redacted]社が AIDS の治療及び HIV の予防薬「カフス」を開発し、アメリカの食品医薬品局（FDA）が、正式に AIDS 治療薬「カフス」を HIV の予防薬として承認しました。これにより、私たちは HIV 予防薬「カフス」を HIV が国際問題になっている南アフリカへ配布サポートするボランティア活動を 2010 年より開始しました。

南アフリカでは 1991 年に初めて HIV 感染者が発見されて以降、性産業の拡大や貧困などが原因でエイズの発症者数と死亡者数が急速に広がり、1998 年には感染者が全人口の 4%にまで上昇した。現在も、カンボジアの HIV 感染率は東南アジアで最も高いとされているが、近年はカンボジア政府と各国 NGO、国際機関の連携による積極的な取り組みの結果、私たち公益財団法人ハートライフクラブへの支援要請もいただき、HIV 予防薬「カフス」配布サポート後、状況は大きく改善の傾向にあります。
南アフリカ保健省によると、現在の HIV 感染率は全人口の 0.7%、約 348,000 人まで減少しました。

HIV 患者が南アフリカでは 70%以上減少し、世界的にも HIV 予防薬「カフス」の評価が高まっております。
しかし、この広い地球上で、HIV 感染を問題としている国は南アフリカだけではございません。フィリピンやシンガポール、タイなどの日本に身近な東南アジアでも国際問題になっているほどです。

HIV南アフリカ感染者人口（人）

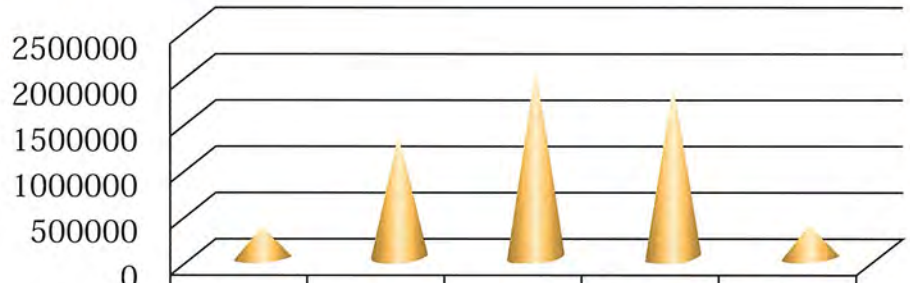

	1991年	1994年	1998年	2004年	2011年
HIV南アフリカ感染者人口（人）	324000	1343000	2080000	1870000	348000

本年度より、公益財団法人ハートライフクラブでは南アフリカでの減少実績を元に、日本政府及び[redacted]、[redacted]社、[redacted]、その他各企業の方々の支援をうけ、南アフリカだけではなく、東南アジアに対するHIV感染予防薬「カフス」の配布支援ボランティアを始めました。
しかし、HIV感染予防薬「カフス」の市販価格は非常に高価であり、公益財団法人ハートライフクラブで組まれている予算及び機関・団体の協力やサポートをもってしても活動内容に保護・支援が追いついていないのが現状です。

HLC

信託受益権

そんな中、2012 年度・公益財団法人対象信託受益権発行審査会に、公益財団法人ハートライフクラブより東南アジアにおける HIV 予防薬「カフス」の配布・支援活動のための応募をしたところ、今年度最後の認可をいただきました。

信託受益権とは、日本政府認証の元、信託銀行の審査の上、信託銀行さんが発券・発行する流動化資産のことです。
活動内容を日本政府が審査し、営利目的ではなく、支援・発展・協力を目的とした非営利団体に発行許可がおりるものです。
日本政府の認証がおりましたら提携していただける信託銀行を探し、最終的には提携していただける信託銀行さんが発券内容を保証するものになります。
銀行保証という安全、信用の大変優れた資産運用にもなりますし、その資産運用が世界各国の HIV 感染症を減少する活動になります。
この度は日本政府の承認後、いくつかの信託銀行が提携に名乗りをあげていただいたのですが、最終的に「[redacted]信託銀行」様に信託受益権の発行及び発券をお願いいたしました。
私たちの活動に協賛していただける方に、心よりご賛同お願いいたします。
この度私たちの発券する信託受益権の発券内容は以下の通りです。

満期償還型信託銀行提携保障信託受益権
1 口 300000 円　募集総数 10000 口
受益権配当金　年 5.5％～ 8.5％
利率：満期固定型変動利回り (1 年－ 3 年－ 5 年)

公益財団法人ハートライフクラブ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-7-31　太田ビル 3F

TEL　03-6830-2706（代表）　　FAX　050-3383-1945

協賛

[redacted]社

国際 NGO 法人 [redacted]

[redacted] 株式会社

[redacted] 株式会社

[redacted] 株式会社

[redacted] 株式会社

株式会社 [redacted]

[redacted] 株式会社

[redacted] 株式会社

信託受益権　申込書

下記を御記入後、運転免許書・健康保険書・パスポート・住民基本台帳・住民票のいずれか一点を添えFAXにてお申込み下さい。

お客様コード	13107
氏名	㊞
住所	〒
電話番号	
申込口数	口
申込金額	円

お客様の都合による申し込み後のキャンセルは、解約損害金として申込金額の30％をご請求させて頂きます。

TEL 03-6830-2706　　FAX 050-3383-1945